

令和4年

10月農業委員会総会議事録



10月委員会議事日程、議案第1号から議案第3号、報告第1号から報告第5号になっておりますので、よろしく願いいたします。

議案書2ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転1件に関する申請を別表のとおり定めるものとします。

議案書3ページをお願いいたします。

議案第1号、1番、黒石町の物件につきまして事務局から説明願います。

事務局

事務局の麓でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は黒石町で、地目は田1筆、畑2筆、面積は合わせて1,890㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきまして議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から1.2km、自動車で3分の距離に位置しております。

譲受人は耕運機を保有しており、農業従事日数は360日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「従前よりも活発な耕作により土地活用が見込まれる。ただし、大型機械や農薬の使用の予定はないため、周辺地域へはいかなる意味でも悪影響はない」とのことです。

続きまして、地区担当の井阪推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地を確認したところ、野菜栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に電話にて意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり間違いありません」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

本件について、異議、意見はございませんか。

橋本委員

すみません、確認ですけれども、譲受人の方は360日ですね、年間従事日数。今見ると718㎡というて、どんなような農業経営をなさっているんですか。一般的には非常に小さな、なんですけれども、非常に高度な集約農業か何かなさっているんですか。ちょっとその辺の説明をお願いしたいんです。

事務局

事務局の西川です。

一応、申請地取得後の営農計画ということで、黒石町343番1、これ1,342㎡です。これについては水稻を栽培されるということで書かれております。黒石町

353番、畑、218㎡につきましては、芋、カボチャ、トウモロコシなどということで記載をされております。あと最後、黒石町354、畑、330㎡につきましても、同じく芋、カボチャ、トウモロコシというふうな形で記載されております。

自家消費、無料配布というふうな形で、多分どっちかという販売に力を入れてというよりも家庭菜園のちょっと規模の大きいような、楽しみを中心にするような、そういう栽培で毎日畑のほうへ足を運ぶというふうな感じやと思います。

以上です。

橋本委員 従事日数360日というたらほぼ毎日ですね、休みなし。そういう状況なんですか。

事務局 実は私も家で家庭菜園等、ミカン、タケノコ等をやっておるんですけども、畑についてはもう毎日朝晩欠かさず確認しているような状況ですので、多分この方も同じような形で、やはり日々の野菜の成長というのは楽しみですので、多分そういう形で、毎日楽しみで畑のほうへ行かれるのかなというふうに考えております。

橋本委員 ということは、所有権移転後の農地に関しては非常に、効率的とは言わんけれども丁寧に、耕作放棄とかないような形で、より熱心に面倒見ていただけるという可能性は十分にあるということですね。

事務局 そうですね、はい。

橋本委員 はい。すみません、どうも途中で。

それです承しました。非常に熱心に働くということで。

友田会長 今、異議なしという意見がございます。よろしいですか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、1番につきましては許可することに決定いたします。

次に、議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権の移転1件、賃貸借権の設定1件に関する申請を別紙のとおり定めるものといたします。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第2号、1番、南面利町の物件につきまして事務局から説明願います。

事務局 議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は南面利町で、地目は田3筆、面積は合わせて756㎡、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

立地基準につきましては、中山間地域などにある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断いたします。

転用目的は露天駐車場で、譲受人は運送業を営んでおり、現在使用している駐車場が手狭になったため、事業所からも近い本申請地を譲り受け、大型自動車10台、

普通自動車7台の露天駐車場に転用するものです。

続きまして、地区担当の森勝義委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は現在休耕地の農地である。申請地を転用することにより、周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。譲渡人及び譲受人に確認したところ、譲受人は許可後速やかに転用し、地目を変更するとのこと。調査の結果、許可やむを得ないと認めます」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

本件について異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第2号、1番については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

議案書、議案第2号、2番の小野田町、仏並町の物件につきまして事務局から説明願います。

事務局

議案書5ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は小野田町及び仏並町で、地目は田4筆、面積は合わせて2,450㎡、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断します。

転用目的は露天資材置場で、借り人は主に建設業を営んでおり、事業拡大に伴い現在の資材置場では手狭になったため、幅員が広く、面積を確保できる本申請地を賃貸借にて、解体専用機や高所作業車など建設重機を置くために転用するものです。

続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地はミカン栽培されている農地である。貸し人と面談したところ、町会、水利組合、周辺の畑の地権者様も了承済みであり、ミカン栽培の規模縮小で廃園後の土地を息子の会社の資材置場として活用したいとのこと。周辺への影響はあまりないように思われるため、問題なしと判断します」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

本件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第2号、2番については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

議案書6ページをお願いいたします。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画2件を別表のとおり定めるものとします。

議案書7ページをお願いいたします。

議案第3号、1番、仏並町の物件につきましては、岡田委員が農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席となります。

(岡田委員 退室)

事務局から説明願います。

事務局

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は仏並町で、地目は田7筆、面積は合わせて4,227㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の式森委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手・借り手に電話で意思確認をいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で野菜栽培を行うことを確認しました。申請どおり問題ありません」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明は終わりました。

本件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第3号、1番については決定することといたします。

(岡田委員 入室)

続きまして、議案第3号、2番、仏並町の物件につきまして事務局から説明願います。

事務局

議案書7ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は仏並町で、地目は畑1筆、面積は3,691㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分

につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の式森委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手に電話にて意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されております。申請どおり問題ありません」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

本件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第3号、2番につきましては決定することといたします。

次に、報告案件に移ります。

議案書8ページ、報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況2件について、別表のとおり確認するものといたします。

9ページを御参照ください。

次に、議案書10ページをお願いいたします。

報告第2号 農地使用貸借権の解約による通知書受理について、農地使用貸借権の解約1件に関する通知を別表のとおり確認するものといたします。

11ページを御参照ください。

次に、議案書12ページ、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について、農地の賃貸借権解約3件に関する通知を受理したので別表のとおり報告いたします。

議案書13ページを御参照ください。

次に、議案書14ページ、報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用2件を専決により受理したので報告いたします。

15ページを御参照ください。

次に、議案書16ページ、報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、使用貸借権の設定1件を専決により受理しましたので、報告いたします。

17ページを御参照ください。

以上、本日の審議は全て終了いたしました。

その他、ございませんか。

(質問等なし)

なければ、最後ですけれども、本日は委員の皆様方にはお忙しい中、誠にありがとうございました。これで農業委員会総会を終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

閉会時間 14時55分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

友田会長

委 員

委 員